平成30年加美町議会第1回定例会会議録第4号

平成30年3月16日(金曜日)

出席議員(18名)

| 1番 | 味 | 上 | 庄- | 一郎 | 君 | | 2番 | 猪 | 股 | 俊 | _ | 君 |
|----|---|---|----|----|---|---|----|---|---|----|-----------|---|
| 3番 | 早 | 坂 | 忠 | 幸 | 君 | | 4番 | 三 | 浦 | | 進 | 君 |
| 5番 | 髙 | 橋 | 聡 | 輔 | 君 | | 6番 | 伊 | 藤 | 由 | 子 | 君 |
| 7番 | 木 | 村 | 哲 | 夫 | 君 | | 8番 | 三 | 浦 | 英 | 典 | 君 |
| 9番 | 沼 | 田 | 雄 | 哉 | 君 | 1 | 0番 | _ | 條 | | 寛 | 君 |
| 1番 | 工 | 藤 | 清 | 悦 | 君 | 1 | 2番 | 伊 | 藤 | | 淳 | 君 |
| 3番 | 伊 | 藤 | 信 | 行 | 君 | 1 | 4番 | 佐 | 藤 | 善 | _ | 君 |
| 5番 | 下 | Щ | 孝 | 雄 | 君 | 1 | 6番 | 米 | 木 | 正 | $\vec{=}$ | 君 |
| 7番 | 三 | 浦 | 又 | 英 | 君 | 1 | 8番 | 早 | 坂 | 伊伊 | 上雄 | 君 |

欠席議員 (なし)

1

1

1

1

欠 員(なし)

説明のため出席した者

| 町 | | | 長 | | 猪 | 股 | 洋 | 文 | 君 |
|-----|------|-------------------------|----|---|---------------------------------|---|---|---|---|
| 副 | 田 | Ţ | 長 | | 吉 | 田 | | 惠 | 君 |
| , | | ・選会書記 | | 佐 | 藤 | | 敬 | 君 | |
| 会計 | 管理者 | 兼会計 | 課長 | | 小 | Щ | 哲 | 夫 | 君 |
| 危相 | 幾 管 | 理 室 | 長 | | 長 | 田 | 裕 | 之 | 君 |
| 企「 | 画 財 | 政 課 | 長 | | 熊 | 谷 | 和 | 寿 | 君 |
| 協働の | りまちづ | くり推進 | | 三 | 浦 | 勝 | 浩 | 君 | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | | 内 | 海 | | 悟 | 君 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | | 佐 | 藤 | 和 | 枝 | 君 |
| 農 | 林 | 課 | 長 | | 早 | 坂 | 雄 | 幸 | 君 |
| 農業 | 美振 興 | 太 | 田 | 浩 | $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ | 君 | | | |

森林整備対策室長 猪股 繁君 商工観光課長 肇 君 遠藤 ひと・しごと支援室長 藤原 誠君 設 課 長 三 浦 守 男 君 保健福祉課長 武田守義 君 子育て支援室長 法 子 佐藤 君 地域包括支援センター所長 猪股和代 君 上下水道課長 和田幸蔵 君 小野田支所長 岡崎秀俊 君 宮 崎 支 所 長 長 沼 哲 君 総務課課長補佐 伊藤一衛君 教育 長 早 坂 家 一 君 二瓶栄悦 教育総務課長 君 生涯学習課長 岩 崎 行 輝 君 体育振興室長 浅 野 善 彦 君 農業委員会会長 我孫子 武 二 君 農業委員会事務局長 今 野 仁 一 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

事務局職員出席者

 事務局長
 今野伸悦君

 次長
 内海 茂君

 副参事兼総務係長
 小林洋子君

 議事調査係長
 後藤崇史君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第28号 平成30年度加美町一般会計予算

第 3 議案第29号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第 4 議案第30号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

- 第 5 議案第31号 平成30年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第32号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第33号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第34号 平成30年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第35号 平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第10 議案第36号 平成30年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第37号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第38号 平成30年度加美町水道事業会計予算
- 第13 報告第 2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 第14 議案第39号 物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技 場写真判定装置システム購入)
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第17 請願第 1号 公衆用道路の自由往来に関する請願書について
- 第18 議員派遣の件について
- 第19 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後4時30分 開議

○議長(早坂伊佐雄君) 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番米木正二君、17番三浦又英君を指名いたします。

日程第 2 議案第28号 平成30年度加美町一般会計予算

日程第 3 議案第29号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 4 議案第30号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第31号 平成30年度加美町介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第32号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第 7 議案第33号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第 8 議案第34号 平成30年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第 9 議案第35号 平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第10 議案第36号 平成30年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第37号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第12 議案第38号 平成30年度加美町水道事業会計予算

○議長(早坂伊佐雄君) お諮りいたします。日程第2、議案第28号平成30年度加美町一般会計予算、日程第3、議案第29号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第30号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第31号平成30年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第33号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第34号平成30年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第9、議案第35号平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成30年度予算であり関連しております

ので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第28号平成30年度加 美町一般会計予算から日程第12、議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算までを一括議 題といたします。

本件については、平成30年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、髙橋聡輔君、ご登壇願います。

[予算審查特別委員長 髙橋聡輔君登壇]

○予算審査特別委員長(髙橋聡輔君) 平成30年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第28号平成30年度加美町一般会計予算、原案修正であります。

議案第29号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第30号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決であります。

議案第31号平成30年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第33号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第34号平成30年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第35号平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

なお、平成30年度加美町一般会計予算については、各種事業を審査した結果、事業の必要性 や効果などに疑義が生じるものも見受けられましたので、今後速やかに改善を検討していただ きたいと思います。

まず、町政情報放送事業については、その効果が甚だ疑問であり、特にFMたいはくに対する町政情報放送事業委託についてはその必要性すら稀薄であるとの意見もありました。よって、

FMたいはくに対する業務委託についてはその費用対効果を再度検証し、平成30年度中において本事業を廃止するよう求めるものであります。

次に、木質バイオマス導入事業による陶芸の里温泉交流センターへの木質バイオマス導入調査については、やくらい施設群に設置している木質チップボイラーの効果を踏まえ、庁舎内における検討を十二分に図られるよう要望いたします。

また、本事業の実施に当たっては、議会への説明責任を果たし、議会の合意を得た上で事業を実施されるよう求めます。

次に、中新田地区商店街活性化推進委員会については、検討する内容とその役割を十分精査 し、基本的な方向性を整理した上で地域住民に対する開かれた議論や議会への説明責任を果た すなど、広く透明性の確保に努めていただきたいと思います。

最後に、中新田公民館建設工事に伴う基本設計業務委託料については、さきに設置した中新 田公民館整備検討委員会の答申も出ていないような状況の中で、あたかも施設建設を既定路線 とするような予算計上は著しく不適切なものであり、議会としては甚だ遺憾であると言わざる を得ません。よって、今後このようなことがないよう十分注意していただきたいと思います。

なお、本件について予算審査特別委員会として予算案を修正し、来るべきときに事業を執行 できるよう配慮しておりますので、十分な検討を実施した上で適正な事務処理を行っていただ きますよう要望いたします。

以上で、平成30年度予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長(早坂伊佐雄君) 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

この討論は、先例88により、まず原案に賛成者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり)

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり)

次に、修正案に賛成者の討論を許可いたします。 9番沼田雄哉君。

○9番(沼田雄哉君) 私は、修正案に賛成の立場から討論いたします。

1つ目として、中新田公民館建設基本設計委託料について。公民館の建設それ自体に反対するものではありません。まだ検討委員会の答申が出ていません。総合博物館を初めとする公共建築物の全体計画が作成されていない現状の中で、また、議会に説明がない状況の中で基本設計委託料の計上を認めることはいかがなものかと感じています。議会軽視につながってくるのかもしれません。検討する条件が整備された段階で議会に説明をしてから判断をすべきと考えます。したがいまして、それまでの期間は基本設計委託料を減額し、予備費に計上する修正案に賛成するものであります。

2つ目として、町政情報放送業務委託料について。町の情報を発信してPRすることに反対するものではありません。FMたいはくを視聴できる範囲はFM仙台の電波の届く範囲に含まれているはずです。ラジオという同じ媒体で重複するエリアということと費用対効果について、疑問を感じます。これまで継続してきたからとか、FMたいはくのほうが最初だったから、だけではなく、継続してきたことでも再検討することも大切だろうと思います。大切な税金を有効に活用するためにも再考すべきと考えます。

3つ目として、木質バイオマス導入業務委託料について。専門的なことになると試算したり 細部にわたって庁舎内で全て検討することができないことも理解できないわけではありません が、調査委託料も高額になります。薬薬に設置されている施設を初めとして、他の市町村から の情報収集などをもとに検討してからでも遅くないと思います。新規事業や高額な事業については詳細な説明もない中で進められるのは、いかがなものかと感じています。今回休止になったバイオマス事業もいい例ですが、業者選定についても慎重に行うべきと考えます。

4つ目として、中新田地区商店街活性化推進謝礼について。商店街活性化のために策を講じることに反対するものではありません。新たに立ち上げる推進会議にこれまでの6点を基本に継続して検討することは、いかがなものかと感じています。せっかく新たな組織を立ち上げるのであれば、もう一度振り出しから検討すべきと考えます。

最後になりますが、今回の予算審査については、今まで以上に時間をかけて綿密に審査をしようということであります。議員の役割の1つであるチェック機能をしっかり果たす観点から考え方を述べました。何事にも共通することですが、一定の手順に従って行うべきであろうと思います。初めに髙橋委員長から報告がありました付帯案につきましても、慎重に取り組んでいただきますようにお願いを申し上げます。

以上で私の賛成討論を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。 ○議長(早坂伊佐雄君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。(「なし」の声あり) 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり) つぎに、修正案に賛成者の討論を許可いたします。10番一條 寛君。

○10番(一條 寛君) ただいま議題となっております平成30年度一般会計予算に対しまして、 修正案賛成の立場から討論を行います。

平成30年度一般会計予算原案は普通交付税の一本算定に伴う2億円の減額などにより総額が 平成29年度に比べ1億2,000万円減の総額133億3,000万円の身の丈に合った着実な予算となっ たことに対しましては、一定の評価をするものであります。

しかし、中新田公民館建設基本設計委託料1,384万6,000円は、中新田公民館整備検討委員会からの最終答申も出ていなく、また議会にも建設の説明もなく、議会の承認を得ることもなく、また、公共施設の総合整備計画が策定されてから、そして検討委員会においても改修についての検討をされることなく建てかえありきで進められていることも問題であり、厳しい財政状況の中にあって建てかえの必要性をしっかり検討した上で提案するのが筋だと思います。それもすることなく、突如予算提案するということは議会軽視であると言わざるを得ません。法律的な効果が伴い、議会の役割と責任を明確にする上から、中新田公民館基本設計委託料1,384万6,000円を削除した修正案に賛成するものであります。

今回、なぜこのような修正するようになったかを考えてみますと、教育委員会と町長部局が離れ過ぎており、日常的な意思疎通が図れていないこと、また、強すぎる町長のリーダーシップにも一因があったのではないかと考えます。

また、町政の現状を私なりに考えますと、町長が矢越への庁舎建設を拒否したことにより町民との間に大きな溝ができ、それがだんだん拡大しているように感じます。そのような人たちは町政を冷ややかに眺めており、町民が一体となり町の発展を図るというような状況には程遠い状況に感じます。庁舎建設で生じた溝は、庁舎建設で埋めるしかないと考えます。この問題で鋭く対立していた議員の間にも今一部の議員ではありますが、矢越の庁舎用地に庁舎と道の駅風施設の複合施設を建設して、この問題の決着を一日も早く図るべきだという話も出ております。過去と他人は変わらない、自分と未来は変えられる、また自分が変われば相手は変わるとの格言もあります。私は中新田公民館の建設以上に、町民が一体となって町の発展を図れるような状況をつくることが今一番大事だと思います。町長におかれましては、一日も早く町民が一体となってまちづくりに当たられるような状況をつくっていただくことを要望し、修正案への賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。(「なし」の声あり) 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。(「なし」の声あり) 次に、修正案に賛成者の討論を許可いたします。12番伊藤 淳君。
- ○12番 (伊藤 淳君) 中新田地区公民館の建設は、地区民の悲願の事項であります。しかしながら、今般本会に提案されている平成30年度予算の編成に当たっては、事業確定までの手続きを経る作業において、本来行われるべき手順を逸脱したやり方でなされ、審議機関並びに決議機関の意向も全く無視されています。答申を踏まえて計画されるべき事柄や、決議されてから執行されるべき事案が、その手順を逆な形で示されることには甚だ大きな疑問を感じるものであります。地区民の悲願は一刻も早い着手でありますが、本来の形での事業執行が行われることを深く望み、よって今回の予算提案は修正されるべきものであると考えます。よって修正案に賛成の意を表し、私の意見とさせていただきます。議員各位の満堂のご支持をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。(「なし」の声あり)

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり)

次に、修正案に賛成者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに議案第28号平成30年度加美町一般会計予算の採決を行います。

本件に対する委員長報告は原案修正であります。まず予算審査特別委員会の修正案について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

予算審査特別委員会の修正案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、予算審査特別委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。 この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第29号平成30年度加美町国民健康 保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第30号平成30年度加美町後期高齢 者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成30年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第31号平成30年度加美町介護保険 特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第33号平成30年度加美郡介護認定 審査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成30年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第34号平成30年度加美町霊園事業 特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第35号平成30年度加美町営駐車場 事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂伊佐雄君) 全員起立であります。よって、議案第38号平成30年度加美町水道事業 会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

- ○議長(早坂伊佐雄君) 日程第13、報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)、報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の 決定について)ご説明申し上げます。

本案件は、平成29年4月12日午後1時30分ごろ、宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷7番45番地1、宮崎福祉センター駐車場地内において総務課職員が移動するため駐車していた公用車を運転席のドアを開けた際、突風によりドアが勢いよく開き、隣に駐車していた相手方車両の右後方ドア付近に接触し損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。ここで、地方自治第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。よろしくお願いします。

○議長(早坂伊佐雄君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 質疑を終結いたします。

これにて報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)を終了いたします。

日程第14 議案第39号 物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技場写真判定装置システム購入)

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第14、議案第39号物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技場写真判定装置システム購入)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第39号物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技場写真判定装置システム購入)、ご説明申し上げます。

本案件は、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場に設置しておりました写真判定装置が更新時期を迎えましたことから新たに購入するもので、指名競争入札により6社を指名して、3月5日に入札を行いましたところ、株式会社オノヤスポーツ仙台が790万5,600円で落札いたしましたので、同代表取締役五十嵐哲雄と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は平成30年3月31日としております。お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますので、ご参照願います。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。
- ○3番(早坂忠幸君) 今、町長が入札調書と言われてみてちょっと気づいた点があります。一番下の森スポーツさん。一番左側入札参加承認番号が載っていないんですけれども、承認がしていなくても入札指名は可能でしたか。その辺確認します。
- ○議長(早坂伊佐雄君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤 敬君) 総務課長でございます。

入札執行に際しましては、工事請負に伴う部分につきましては入札参加願を提出して承認している業者ということにしておりますが、物品購入につきましては、基本的には入札参加承認をしている業者ということになりますが、地元業者等についても指名委員会の中で検討させて

いただいて、そこで承認された場合入れるというような形をとっております。以上でございます。

- ○議長(早坂伊佐雄君) そのほか質疑ございませんか。11番工藤清悦君。
- ○11番(工藤清悦君) 1点だけお伺いをしたいと思います。

当然入札ですから、または写真判定装置システムなわけですから、こういうシステムといいますか、こういう形の中でこういう判定できるんですよというような仕様書というものはどういう形で各社に出されているものか。

もう一つは、この写真判定システムというもののシステムをどういう形で、方法といいますかね、どういう仕様が、手法というか方法があるものか、その2つについて教えていただきたいと思います。

質問の仕方が悪かったか。伝わらない。(「伝わらない」の声あり)では、再質問。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 再質問を許可いたします。
- ○11番(工藤清悦君) 普通、物品購入のときにメーカーさんがいろいろあって、こういうふう に働き具合というか写真判定できるものをお願いしますよとメーカーさんに仕様を出すと思う んです。それがどういう出し方をしているのかということが1つ。

あと、国内でこういう写真判定システムで機種を扱っているというか、そんなにそんなにあるものではないと思いますので、そういう種類のやつが何社かあって、そういうものを使ってこの業者さんたちが施工すると思いますので、その辺全然知識がないものですから、その辺教えていただければ今後のために。定期的に変えている部分もあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(早坂伊佐雄君) 体育振興室長。
- ○体育振興室長(浅野善彦君) 体育振興室長です。

メーカーのほうに出す仕様書ということで、今回私ども加美町で、陸上競技場で使っている メーカーがニシ・スポーツさんの写真判定システムになっております。それで、今回その破損 というかコンピューターのほうの破損において、今回システム自体、コンピューターとともに カメラと購入することになったんですけれども、実際カメラシステムのほかにスターターシス テムとかいろいろな機材が一応絡んでいます。その中で、ほかのメーカーさんも、セイコーさ んで出しているんですけれども、確かにあります。その関係でセイコーさんに切りかえた場合 ということで一応どのくらいかかるものかというのを試算というか出していただいたんですが、 今回破損したカメラシステムのほかにそれに伴う、要するにスタートのときのピストルだった り、あとそれを連携する機材だったりということで、かなり高額な金額、倍以上かかるような 金額で出てきておりました。その関係で、今回ニシ・スポーツさんのカメラシステムだけを取 り扱える業者さんということでお願いしまして、入札させていただいております。

あと、ほかのメーカーということでしたね。それがあと今言ったとおりセイコーさんが出しているということでございます。

以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技場写真判定装置システム購入)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号物品購入契約の締結について(陶芸の里スポーツ公園陸上競技場写真判定装置システム購入)は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休憩します。そのままお待ちください。

午後5時12分 休憩

午後5時14分 再開

○議長(早坂伊佐雄君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中新田地区の方が平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き大場 幸氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり議会の意見を求めるものであります。

任期は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は 法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため、今議会に諮問するものであります。 なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存 じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり大場 幸さんを答申することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第16、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員で中新田地区の鈴木俊郎氏が平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに諸岡則子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期等につきましては、前議案と同様であります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存 じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり諸岡則子さんを答申することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第17 請願第1号 公衆用道路の自由往来に関する請願書について

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第17、請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書について を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長(今野伸悦君) 事務局長です。

それでは、請願について朗読いたします。

公衆用道路の自由往来に関する請願書。

請願書につきましては、加美町字西田、髙橋滋さん。同じく加美町君ケ袋、後藤哲太郎さん。同じく相続人の代表者であります加美町君ケ袋、後藤富男さん、同じく加美町孫沢、佐々木伸幸さん。紹介議員につきましては伊藤由子議員であります。

公衆用道路の自由往来に関する請願書。

請願の趣旨でございます。

公衆用道路孫沢字東沢152、153、154を旧宮崎町が、業者に占用を許可した時点から現在に 至るまでの経緯、事実関係を明らかにすること。

2といたしまして、土地所有者の当然の権利として所有地に自由に安全に往来ができるよう

にすること。

平成30年2月9日付で議長宛てに請願が提出されております。 以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。

伊藤由子さん、ご登壇願います。

[6番 伊藤由子君登壇]

○6番(伊藤由子君) ただいま局長のほうからご紹介いただいたとおりの理由でございますが、 私のほうからもつけ加えさせていただきます。

請願の理由。

本件の公衆用道路とは、昭和57年3月31日に農地法74条2の規定により旧宮崎町に譲与されたものです。町は、公衆用道路、孫沢字東沢152、153、154、これは資料が添付されておりますのでご参照ください、について昭和57年3月に農林水産省から旧宮崎町が工場用地として譲与され、占用を許可した土地と一体的に使用されてきたことを理由に合併後も継続して許可したと回答しています。

しかし、農地法74条の2では、その用途を廃止したときは無償で国に返還することを条件として譲与されているはずです。しかもその際、隣接する土地の所有者から了解を得たとしていますが、その事実を裏づける十分な説明はありません。少なくとも、今回の請願者4名は、了解を求められたことはないと記憶しております。

さらには、30年以上経過して公衆用道路として復元してほしい旨の要望もなかったため、占用を許可しているとのことですが、占用を許可している土地に隣接する土地の所有者が自分の土地に出入りする権利は、年数によって消滅することはないと考えます。

よって、公衆用道路を旧宮崎町が業者に占用を許可した時点から現在に至るまでの経緯、事実関係を明らかにするように求めます。

また、平成10年に本件公衆用道路の占用期間が満了した際、道路を原状に回復すべきではないかと考えますが、期間満了時に原状回復義務がなかったのかどうかについて、納得のいく説明をいただきたいと思います。

以上、現在に至るまでの事実関係、経緯について誠意ある回答を求め、重ねて、所有する土 地に自由に安全に往来できる体制を整えていただきますよう請願いたします。

平成30年3月16日。

以上、私の趣旨説明とさせていただきます。

議員各位には請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書については、 会議規則第91条第1項の規定により総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号公衆用道路の自由往来に 関する請願書については、総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議員派遣の件について

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、この とおり派遣することに決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長沼田雄哉君より「行財政の健全化と政策課題について」、「安心して生活できる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長髙橋聡輔君より「学校教育及び生涯学習の充実について」、「保健、医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より「産業の振興と地域活性化策について」、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長木村哲夫

君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」、「議会改革議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂忠幸君より「筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は3月20日までとなっておりますが、会議規則第7条の 規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成30年加美町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

平成30年3月16日

加美町議会議長 早 坂 伊佐雄

署名議員米木正二

署名議員三浦又英